

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和46年省令第29号)	
根拠条項	第6条第1項	
許可等の種類	許可証の書換交付の申請	
法令の定め	第6条 積立式宅地建物販売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。	
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため	
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関	(注：休日は含まない。) — — (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係	(電話番号：011-204-5575)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和46年省令第29号)	
根拠条項	第7条第1項	
許可等の種類	許可証の再交付の申請	
法令の定め	第7条 積立式宅地建物販売業者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。	
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため	
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関	(注：休日は含まない。) — — (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係	(電話番号：011-204-5575)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	